

台風 8 号による雲見地区の被災について

令和4年9月1日(木)発行
松崎町総務課消防防災係
電話 42-3963(直通)
E-mail
soumu@town.matsuzaki.lg.jp

関連ホームページ
<https://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/docs/2022081600014/>

台風 8 号により町内各地で被災し、特に雲見地区では甚大な被害がありましたので、その被害や復旧・支援活動の状況、現時点で決まっている生活再建支援策の概要などについてお知らせします。

発災

伊豆半島を直撃した台風 8 号による大雨の影響で、8 月 14 日(日)午前 7 時頃、雲見地区の中心部を流れる太田川が氾濫し、民宿など約 30 戸で床上・床下浸水の被害がありました。また、入谷配水池付近での崩土により家屋の倒壊や浄水場への土砂流入、太田川沿いの水道管や温泉管の破損により、地区内の多くの家で断水や温泉の供給がストップしました。



復旧・支援状況

発災当初から、地域住民の皆様の助けあいにより流木除去や堆積土砂の搬出などが行われ、その後、消防団や災害ボランティアなどによる支援も加わり、復旧が進んでいます。床上浸水などにより被害が大きかったお宅では、日常を取り戻すには厳しい状況が現在も続いています。

断水については、当初約 70 戸ありましたが、8 月 15 日の夜に約 30 戸が復旧しました。入谷地区の約 40 戸については断水が続いていましたが、8 月 18 日に消火栓同士の接続による臨時的な給水により、トイレやお風呂などの生活用水が各家庭の蛇口から出るようになりました。新たな過装置の設置により 8 月 29 日に入谷地区の断水が解消されました。



生活再建支援

○り災証明

8月30日（火）からり災証明書発行の申請受付が始まりました。り災証明書は、保険請求や各種支援を受ける際に必要な書類です。今回の雲見地区の災害では建物半壊、床上浸水、床下浸水の被害を受けた方は対象となりますので、申請手続きをお願いします。

《お問合せ 総務課 42-3963》

○災害見舞金

災害見舞金は、床上浸水の世帯（現に居住している建物に限ります）に3万円が支給されます。対象となる世帯にはり災証明書の発行に合わせて申請手続きをご案内させていただきます。

《お問合せ 健康福祉課 42-3966》

○事業者支援

事業者支援として、事業者向けの災害見舞金の支給や建物・設備の修繕に対する補助事業を予定しており、詳細については改めてお知らせします。

《お問合せ 企画観光課 42-3964》

○災害義援金

災害義援金は、被災した個人に「公平・平等」に配分されるお金です。今後、支給対象基準や金額が「配分委員会」によって決定されますが、所定の手続きが必要なため、配分には時間がかかりますので、ご了承ください。

《お問合せ 健康福祉課 42-3966》

○町税等の減免・納付の猶予

被害の程度に応じて税・料の減免制度が受けられる場合や納付が困難になったときには徴収猶予・分割納付などの支援策もあります。制度の内容や申請手続きなど、詳細については担当までご相談ください。

《お問合せ 窓口税務課 42-3968・健康福祉課 42-3966》

○その他

ご不明な点は、総務課消防防災係へお問い合わせください。《お問合せ 総務課 42-3963》

台風8号に関連する大雨で被災された町民の皆さまへ

このたび、8月13日から14日にかけて、松崎町を襲いました台風8号に関連する大雨によって被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

このたびの大雨では、全町で40軒以上の床上・床下浸水が発生するなど、多くの町民の皆さまが被災されました。特に雲見地区においては、太田川の氾濫や崩土による家屋の倒壊、水道施設の被災による、およそ70軒の断水、海水浴場や漁港への大量の流木等の漂着など、夏の観光シーズンの最盛期を襲った災害は、産業面における被害も深刻であります。

松崎町では、り災証明の発行や災害見舞金等の給付などに全力を挙げることはもちろんですが、被災された皆さまが、一刻も早く、元の穏やかな暮らしを取り戻されますよう、必要な施策に取り組んでまいります。町民の皆さまには、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたびの被災の報道を受けまして、全国の皆さまから、たくさんの心温まるご心配とご支援、お見舞いのメッセージをいただきました。この場をお借りしましてご報告させていただきます。

松崎町長 深澤 準弥